

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書（案）

中小企業者は、地域経済の担い手として雇用を守り経済的、社会的、文化的にも大きな役割を果たしている。

その中小零細業者を支えている家族従業者の働き分（自家労賃）は、所得税法第 56 条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況となっている。家族を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では、青色申告にすれば、給与を経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格、人権、労働を正當に評価している。

よって、国におかれては、税法上も、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第 56 条を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 23 日

日 田 市 議 会